

中間報告（平成 18 年 11 月）

地域コミュニティの再構築に果たす社会教育の役割 - 市民センターの活動を手がかりに - （中間報告）

1 はじめに

高度経済成長期以降の社会経済の急激な変動は、地域で暮らす人々の暮らしにも大きな影響を及ぼしつつある。地域の中での伝統的な子育ての衰退や人々の連帯意識の希薄化に危機意識を持ち、今新たに地域の教育力の回復、「地域コミュニティの再構築」が喫緊の課題となっている。

前期の社会教育委員の会議では、長い歴史の中で作り上げてきた地域社会の仕組みの崩壊に対して、新しいつながりを創造していく必要性を 5 つの提言にまとめた。今期は、人々の暮らしの場としての「地域コミュニティ」に注目し、地域に根ざした人々の暮らしにかつての豊かな共同体を取り戻すだけでなく、そこにおける人々のつながりがより密になるための新たな地域コミュニティの再構築が必要となっていると考えた。「地域コミュニティの再構築」は、今求められている安心と安全のまちづくりとなり、地域で暮らす人々の健康で生きがいのある暮らしに近づく活路となろう。そこには、地域で暮らす人々の社会教育の新しい取り組みが重要な役割を担うことになるはずである。

折りしも、仙台市では「コミュニティビジョン」の作成に着手した年でもあり、社会教育的視点から地域における相互の交流と活動の場である市民センターを手がかりに検討して欲しい旨の要請を受けた。市民センターは、社会教育法第 20 条に基づく公民館として位置付けられている。同法第 20 条によれば、公民館は地域住民のために、「实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を実施するとされ、「住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化」といった個人的な側面と「生活文化の向上、社会福祉の増進」といった社会的側面とを結び付ける形でその目的が規定されている。仙台市においては、学習ニーズの多様化・高度化への対応が求められるなかで、市民活動への適切な対応・支援の必要性を鑑み、市民とのパートナーシップを進め、地域に根ざした多様な学習ニーズに対応した、開かれた魅力ある生涯学習の拠点施設としての役割が市民センターに期待されている。

そこで、今期のテーマを「地域コミュニティの再構築に果たす社会教育の役割」とし、前半期は地域の社会教育の拠点施設である市民センターの活動を手がかりに検討することにした。

仙台市では、従来より地域における社会教育施設として教育局が所管する「公民館」と、市民の自主活動の場として企画市民局が所管する「地区市民センター」という 2 種類の市民利用施設が設置されていたが、政令指定都市に移行した平成元年度にそれぞれ

の機能を併せ持つ施設となり、平成 2 年度に「市民センター」の名称に統一された経緯がある。平成 13 年度には、行財政運営を取り巻く環境変化や複雑多様化・高度化する時代変化に対応していくために、市民センターの業務再編が行なわれた。その結果、現在教育局管轄の 1 中央館（仙台市中央市民センター）と 5 つの拠点館（各区中央市民センター）運営を財団法人仙台ひと・まち交流財団に委託（平成 15 年度より指定管理者として委任）している地区館と合わせて 59 館となっている。それに伴い教育局直営の 5 館に「社会教育を行う者として専門的技術的な助言と指導を与える」社会教育主事が集中配置されることになった。こうした管理運営の再編が行なわれてから 5 年が経過した今日、市民センターは地域コミュニティにとって身近な生涯学習の場であると同時に地域課題を解決する場としても関心が高まっている。

社会教育委員の会議では、事例調査に先立ち、中央市民センター長から、市民センターの概況について詳細な資料に基づく報告を受けた。併せて、拠点館（泉区中央市民センター）と地区館（中山市民センター）の役割について、それぞれの職員から説明を受けた。これらの理解を前提に、市民センターが抱える課題は立地状況の違いにより異なると考え、立地状況の異なる 3 つの館を選び事例調査を行った。調査対象となった市民センターは、中心市街地の隣接区域にある荒町市民センター、新興住宅地にある茂庭台市民センター、そして農地と住宅地の混合地域にある七郷市民センターである。その調査のねらいは、市民センターを拠点とする社会教育の新しい方向性や取り組みを見出すことと、社会教育の充実を阻んでいる課題を見出すことであった。地域に根ざした現代的課題にマッチした新しい社会教育の取り組み、地域コミュニティ再構築のために誰がどのようなツールで何を行うのか、社会教育の新たな発展への糸口が見出されることを期待するものである。

2 事例調査

（1）荒町市民センター

市民センター及び立地状況の概要

- ・ 「荒町市民センター」は、市の中心部に近い荒町商店街の一角に位置し、宮城野区・青葉区・太白区の 3 区に接している。
- ・ 施設は市民センター単独施設である。
- ・ 市民センターの対象人口は、五橋中学校区の約 2 万人（市民センター不在地区の愛宕中学校区も含めると 4 万人以上）であり、荒町・連坊・田町などの相互に競争的な商業地区と、土樋を中心とする住宅地域の双方を含む。商業地域では、個々の商店会がまちおこしのイベントや企画を試みるなど独自のまちづくりを行っている一方、店じまいするところが目立つ。住宅地域ではマンション建設が進むなか、年齢構成の高齢化が着実に進行している。
- ・ 公共交通機関（バス、地下鉄）の利便性が極めて良いことから、地域住民のみ

ならず市内全域から利用者が訪れる。

- ・ 国勢調査における世帯構成（荒町地区）では、単独世帯が 64.1%、親族世帯が 35.1%となっており、単独世帯が多数を占める地区となっている。

市民センターの現況

- ・ 市民センターが主催する事業（講座等）に関しては、荒町が御譜代町であったという特色を活かして、様々な地元の歴史的資源を事業内容に取り入れる試みがなされている（「職人のまち」「郷土史」など）。この取り組みは、地域住民に自分たちの居住地域について関心を抱かせたり、市民センターを利用するきっかけを提供する工夫として興味深い。また、異世代の地域住民をつなぐ事業もいくつか実施されており、コミュニティの世代間交流の促進が期待されている。
- ・ 日ごろ荒町市民センターで自主活動する全市的なサークルを上手に巻き込み、聴覚障害者対象の講座や、講座を手話通訳付きで実施するなど、地域の枠を超えた学習活動を促進する試みがみられる。「民間指導者育成講座」の受講生が終了後に地域ボランティアとして活動したり、今度は自分が講座の講師を務める流れが工夫されており、学習の成果が地域社会に還元される条件づくりが目指されている。
- ・ 荒町市民センターの全般的な運営に関しては、ボランティア・グループや受講者代表が運営委員として関わっている。貸館業務で常に多忙な職員を支える住民協力の貢献は大きく、特にセンターまつり等で不可欠の存在である。

今後の課題

- ・ 対象地域は、単独世帯の割合が 6 割を超え、住民同士の関係が希薄になりがちである。地域づくりの観点から、個々の世帯が必要に応じて連携をとれる関係の確立が重要であろう。公的施設としての市民センターに期待される役割は大きい。様々な地域組織とセンターとの連携を図るとともに、こうしたひとり暮らしの人々をセンターの活動を通じて地域に巻き込んでいく努力が一層必要になるであろう。
- ・ 対象地域は、小・中・高等学校、専門学校、大学などを抱える文教地域であるが、現時点でそうした学校との連携はあまり図られていない。今後の課題。
- ・ 住民参加の企画立案を講座等の事業に活かすことがさらに望まれる。しかしこうした取り組みを本格的に行おうとすれば、現行の組織・職員体制では困難が予想される。企画力・調整力の高い専門家が、荒町市民センターのような地区館でも力を発揮できる体制づくりを全市的に検討するべきであろう。
- ・ 交通利便性により今後も市民センター利用者が地元以外から集まってくる可能性が高い。貸館が飽和状態であるなか、どこまで地元の利用者を優先し、どこまでそれ以外の利用者を受け入れるのかについては判断が難しく、検討する必要がある。しかし、荒町のように様々な市民層に利用しやすいセンターは貴重であり、

今後も「地元主義」に偏らない柔軟な運営が望まれるのではないだろうか。

(2) 茂庭台市民センター

市民センター及び立地状況の概要

- ・ 茂庭台団地は仙台市西部郊外に位置し、1980年代前半に開発され、市中心部までは、バス利用で約25分、片道520円の交通費を要す。
- ・ 団地には現在2,560世帯、人口約7,300人が居住している。住宅は戸建ての他、集合住宅が1,450世帯(民間890世帯、市営住宅560世帯)と多くを占めている。
- ・ 世帯構成は親族世帯が87.6%、単独世帯は12.0%を占め、ファミリー層が圧倒的多数を占めている。
- ・ 団地内には小学校と中学校が各1校、4つの福祉施設が立地している。
- ・ 市民センターは1988年に開館した。同センターの敷地面積は9,800㎡と市内の市民センター59館のうち6番目に広い。
- ・ 同センターは児童館とコミュニティ防災センターを併設している。
- ・ 国勢調査における世帯構成(茂庭・人来田・坪沼地区)では、親族世帯が87.6%、単独世帯は12.0%となっており、ファミリー層が圧倒的多数を占める地区となっている。

市民センターの現況

【市民センターの職員】

- ・ 館長と4人の職員が勤務し、現館長は元市職員。2003年に市職員を退職後、2年間の別のセンター勤務後、現職勤務。
- ・ 館長のポリシーは「地域に愛されるセンター」をモットーにしている。

【主催事業の特色ある事例】

- ・ 「Jポップに挑戦」で子供バンドを結成し、音楽に親しめるまちを目指している。
- ・ 「市民文化祭」は毎年好評であるが、市民文化祭実行委員会と茂庭台学区町内会連合会との共催で、茂庭台学区民体育振興会、同学区社会学級とも連携して開催している。
- ・ 「巣箱づくり講座」は地域住民に意見を募り、要望が多かった中から本企画が決定し、地域の大工に指導してもらい開催した。「竹とんぼづくり」も地域環境を活かした講座である。
- ・ 「剪定ボランティア養成講座」は講座修了生である高齢者が、剪定ボランティアとしてその後も活動しており、公園や街路樹の剪定に貢献している。
- ・ 「茂庭台日本語サロン」は市営住宅に居住する外国人(東北大学等の留学生)を対象に開催し、異国文化交流など、地域住民との交流も盛んに行われている。
- ・ 「ふれあいサロン」は地域課題解決策として、社会福祉協議会、茂庭台赤十字、

茂庭台赤い羽募金奉仕団体の連携のもとで開催されている。特に一人暮らしの高齢者の引きこもりを防止するため、毎回 30 名程度の参加者がある。センターは場所の提供だけではなく、全 6 回開催するうちの 2 回はセンターの企画となっている。

- ・ 「秋保語り部の会」もセンターの講座から生まれたサークルで、文化の伝承と高齢者の生き甲斐を醸し出している。

今後の課題

- ・ 団地の立地環境の点からも多くの講座の開講が望まれる。その中には教養、文化に加えてカルチャー的な講座も含まれる。昨今の予算削減により、カルチャー的講座の開講が縮小される傾向にあるが、再考を望む。
- ・ 小中学校の P T A の会合開催や日本舞踊、合気道、新体操、フラダンス、フォークダンス、書道、外国語会話教室、パッチワーク、水墨画等の貸館事業も市中心部までの距離を考慮すれば当市民センターにとっては重要な機能である。
- ・ 太白山周辺の市民センター（茂庭台、生出、山田）の連携による仮称・太白山ネットワークの構築に向けて、3 館の共同による市民連携、市民協働によって各種事業や行事を検討中とのことである。

（ 3 ） 七郷市民センター

市民センター及び立地状況の概要

【施設概要】

- ・ 昭和 57 年、公民館・保健センター、コミュニティ防災センターの「複合施設」としてスタート。旧市内 7 番目。
- ・ 平成 2 年 4 月 1 日より、仙台市七郷市民センターと改称。
- ・ 平成 14 年 4 月より児童館新築併設。
- ・ 広い敷地。駐車スペースも十分である。

【地域の状況】

- ・ 旧・新住民混在。地下鉄東西線施設も計画され、新住民の比率が一層高まる見込み。
- ・ 国勢調査における世帯構成（蒲町・霞目・荒浜地区）では、親族世帯が 71.7%、単独世帯は 27.6%となっており、ファミリー層が多数を占める地区となっている。

市民センターの現況

- ・ 稼働率は高くないが、地域の特色を活かした中身の濃い活動を展開。「学ぶ」から「調査」など自主的な取り組みに移行。たとえば、「ふるさと七郷再発見」「七郷学びの応援隊」など。
- ・ センターを活性化するために、地域住民がセンターに積極的に関与しうる取り

組みの強化を図る。たとえば、「この指とーまれ!」「情報懇談会わいわいサロン」など。また運営に関しても、諸団体、諸グループの代表から構成される「運営協議会」は設けられている。

- ・ 児童館、保健センターが併設され、老若男女が行き交う。
- ・ 特に「七郷市民まつり」は、連合町内会、各種サークル、体育振興会などが協働して、地域全体の連帯感を生み出している。

今後の課題

- ・ 旧住民と新住民の間のコミュニティへの帰属意識のギャップ。センター企画に新住民が積極的に関与し、また自ら企画する意識の向上をいかに図るか。
- ・ 施設利用の予約方法の変更（＝オンライン化）に伴い、活動に支障をきたす例が見受けられる。地域の活性化のための市民センターでありながら、それに逆行する事態が生じている。

貸館としての位置づけとコミュニティの活性化を図るためのセンター機能との間のジレンマ

- ・ センターでの仕事に対する職員の意識の違い。部門・機能別とオールマイティ型の併存。
- ・ 総じて定員に満たない。広報・PRの仕方に一層の工夫が必要か。
- ・ 数年で勤務先が変わることから、継続性、質の向上という面で弊害。
- ・ コミュニティ活動に対する児童の意識の低下。ジュニアリーダーが育たない。
- ・ 予算縮減にともなう活動の縮小。

3 調査・検討をふり返って

これまで進めてきた調査・検討の全体をふり返り、市民センターの活動がどのような形で「地域コミュニティの再構築」に関わっているのかを整理してみよう。

まず第1に、市民センターは、市民が地域に興味をもち、理解を深めたり愛着を感じることができるよう、積極的な働きかけをおこなっている。「郷土史」(荒町)、「ふるさと七郷再発見」(七郷)などの講座や秋保民話語り部の会(茂庭台)の活動に見られるように、地域の歴史・自然・行事を活かした事業を通じて、市民センターは地域文化の伝達・継承や地域がもつ魅力の創造に貢献している。また、新しく転入してきた住民が地域への帰属意識を高めることをめざす講座「この指とーまれ!」(七郷)など、既存の組織に帰属していない個人に地域とのつながりのきっかけを提供している。

第2に、市民センターは、地域コミュニティの一員としての市民の「思い」を具体的な活動につなげ、地域活動を生み出す基盤となっている。たとえば、託児や小学校での読み聞かせなどのボランティアを育成したり(茂庭台)、介護ボランティア講座の受講生が自主的なサークルを結成する(七郷)など、市民センターは地域活動を担う個人を育てるとともに、市民の自主的な活動を支える組織の形成を促している。

第3に、市民センターは、地域で自立した活動を展開している既存の組織・団体と積極的に関わり、それらに対する支援を行っている。各館で実施されている「市民センターまつり」や、高齢者の孤立防止をめざす「ふれあいサロン」(茂庭台)、地域ぐるみでの子どもの育成をはかる「ふれあい学びネットい・ず・み」(泉区中央)など、市民センターの事業は各種団体・サークルの力を積極的に活用することで成立している。これらの事業は、団体に活躍の場を与えることで活動の存続を促したり、団体と団体とを結びネットワークの形成につながるといった成果をもたらしている。

以上のように、今回の調査・検討では、「地域コミュニティの再構築」において市民センターが果たしている幅広い役割を実際に確認することができた。近隣との関わりが希薄な個人から地域活動の中心的な担い手まで、市民と地域との関わり方の多様性を認めながら、臨機応変な対応によって人と人とのつながりを豊かなものにしていくということが市民センターに期待されている役割である。ときには学習活動が地域活動へと発展し、ときには地域活動が必要とする学習課題の解決を積極的に支援するなど、市民センターの事業は地域コミュニティの多種多様な機能を有機的に結びつけ、それぞれを発展・充実するような形で展開されているということができる。

ただし、あわせて確認しなければならないのは、これらの活動の成果を継続的に発展させるための配慮は必ずしも十分とはいえず、また、市民センターにほとんど関わりをもたない市民も多いという点である。市民センターが備えている豊かな可能性をさらに引き出し、「地域コミュニティの再構築」に結びつけるためには、市民センターの機能の充実に向けて、改めて検討を進める必要がある。以下、市民センターが備えている機能が、学習活動や地域活動に対する支援においてどのような意味をもつのか、その課題とともに整理してみよう。

- 1)活動のための場の提供(貸し館).....すでに自立した形で展開されている活動にとって、市民センターが提供する活動の場は有用である。ただし、現在の市民利用施設予約システムでは、施設の利用は近隣地域の住民に限定されていないため、市民センターと地域との関連は必ずしも明確ではない。特に交通の便利な場所に設けられた市民センターでは遠方からの施設利用者も多く、地元の団体の活動の妨げになることがある。たとえば地元の団体や地域課題に取り組む団体を特に重点的に支援するなど、施設の提供方法については再検討の余地がある。
- 2)活動のきっかけや予備知識の提供(講座等の実施).....市民センターが主催する講座や教室等の事業は、市民が新たな学習活動や地域活動を開始するためのきっかけとしての意味をもつ。地域に固有の課題から地球的規模の課題まで、現代社会が抱える課題を鋭くつかみとって学習活動の展開につなげるというプロセスは、市民センターの活動の核心である。ここで強調しておきたいのは、事業への参加者・受講者だけを狭義の「受益者」と捉えるのではなく、事業に関わるさまざまな個人や団体にとっての意

義を総合的に把握するような視点である。事業の企画や実施のプロセスへの市民参画を積極的に促すことで、市民センターは団体や個人に活躍の場を提供し、人と人とが結びつく機会を生み出しているのである。

- 3) 学習機会や地域に関する情報の提供……ロビー等のフリースペースに置かれている施設や事業の案内、行政施策に関するチラシなど、教育・学習や地域に関する情報が集まる拠点として市民センターを考えることができる。ただし、現状では必ずしもきちんとした方針のもとで自覚的に情報を収集し、体系的に提供しているとはいえないのが実情である。たとえば、行政の政策プロセスをより透明化して積極的に情報公開を進め、それに対する市民からの問題提起を集約する拠点として市民センターを活用することも可能であるだけに、この機能については改めて考慮されてよいだろう。
- 4) 学習活動や地域活動に関する相談への対応……市民センターの窓口は、さまざまな苦情からお茶飲み話まで、地域の活動の実態や地域が抱える問題などの情報が利用者の生の声をとおして入ってくるルートである。この種の相談に対して適切な助言や情報提供をおこなうことが必要なのは当然であるが、ここで得られた情報を行政による地域政策に生かすなどのしくみも、あわせて検討されてよいだろう。
- 5) 学習活動や地域活動の間の交流の促進……市民センターを利用するさまざまな個人や団体の間に交流が進められることは、「地域コミュニティの再構築」をめざす上で重要である。しかし現状では、「市民センターまつり」などのイベントを除いては、個人や団体はそれぞれ個別に施設を利用しているという傾向も強い。フリースペースの充実や、個人や団体が自由に利用できる掲示板などの導入なども含め、個人や団体の間の交流をよりいっそう促進するようなしくみについて、検討を進める必要がある。

「コミュニティビジョン」の検討では、地域コミュニティに対する行政支援の「拠点施設」のあり方が課題となっている。市民センターの場合、単なる場の提供（貸し館）だけでない多様な機能をあわせもち、市民の活動や課題に即して柔軟に対応できるという点に、他の行政施設・社会教育施設と異なる独自の特徴がある。この特徴を生かして地域コミュニティとの関わりをよりいっそう強めることは、市民センターの活動の充実につながる可能性を含んでおり、その意味では社会教育の発展にとっても有意義である。ただし、そこで課題となるのは、市民センターがどのような範囲のコミュニティと関わりをもつべきかという点である。

現在、市民センターは市全体で 59 館、ほぼ中学校区に 1 つの割合で設置されている。しかし、市民利用施設予約システムについて先に述べたように、地域と施設との対応関係は必ずしも明確ではない。市民にとって最も身近な社会教育施設という特性を生かすのであれば、当該地域内の住民に優先的な利用権を与えるという考え方は妥当である。しかし他方では、生活圏が拡大する中で住民の施設利用を無理に固定させることは、学習活動・地域活動に不都合を生じかねない。指定管理者制度の導入とともに拠点館（区

中央)の機能が縮小されている中、地区館の機能を補うシステムをどのように確保するのかという点とあわせて、市民センターの運営のあり方を根本的に再検討すべきであろう。

4 おわりに

子どもから高齢者までのすべての市民が気軽に足を運べる身近な施設である市民センターは、人と人との間を緩やかにつなぐことによって、「地域コミュニティの再構築」を進める原動力となることができる。たとえば、手話サークルのように他の施設では十分な対応が困難な団体に対しては、活動の場の提供や講座における配慮など柔軟な支援が行われている(荒町)。また、ともすれば地域で孤立しがちな外国人留学生を温かく受け入れる中で、地域住民どうしのつながりを深めることができる(茂庭台)。多様なライフスタイルや価値観の共存を尊重する市民センターの活動によって、社会生活が豊かなものとなるといえるだろう。

ユネスコやOECDなどの国際機関における1990年代以降の生涯学習論は、学習者個人で完結したサービス消費的行為としてではなく、社会的課題の解決や社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の形成に直結する社会的行為として学習をとらえている。今回の調査・検討を通じて浮かび上がってきた「地域コミュニティの再構築」のあるべき姿は、このような議論の延長線上にある。“バブル”的な性格の強い生涯学習観を脱却し、よりよい社会を築くための社会教育の役割を問い直すことが必要である。

ただし一方では、市民センター主催の講座や教室を公益性の低いものと見なす議論もある。その裏には、趣味・教養的な学習活動に対する支援から手を引き、より公益性の高い課題に取り組むべきだという考え方が含まれているように見える。しかし、公益の名のもとに行政課題を一方向的に押しつけるような事業を推進しても、本当の問題解決につなげることは容易ではない。むしろ、一人ひとりの市民の多様な興味関心を尊重しながら、そうした多数の市民の間につながりを見いだすことで、<私=プライベート>の垣根を越えた<公=パブリック>な世界を築いていく方策を追求すべきであろう。

今回の中間報告は、2年間の予定で進めてきた調査・検討の1年目終了時までの成果をまとめたものである。これまで議論を深めきれなかった点を、2年目に残された課題として挙げておきたい。

1つは、市民センターの運営のあり方である。今回の会議の議論の中でも、市民センターの管理運営と指定管理者制度の関係について多くの意見が出されたが、制度の導入によって不確定な要素が増える中、市民の要望や提案を反映させる仕組みを守ることができるかが問われている。この点については、事業や運営に関する提案を行う「パートナーグループ」などの名称をもつ組織の活性化が、これまで以上に重要になるであろう。また、町内会などの地縁的団体から地域を越えて活動する市民活動団体まで、幅広い市民組織の力を生かすためには、市民が施設に来るのを待つという姿勢から施設外

の個人や団体に積極的に働きかける姿勢への転換が必要になると考えられる。

もう 1 つは、職員の配置と資質向上の方策である。地域におけるさまざまな個人や団体を結びつけた事業の展開において、専門的職員である社会教育主事が重要な役割を果たしている（泉区中央）。現在、社会教育主事の資格をもつ行政職員は拠点館だけに配置されているが、地区館を支える財団職員についても、専門的資質をさらに高めるための取り組みが必要であろう。その一方、民間人出身の館長のもとで利用者の要望に臨機応変に対応している地区館の運営も興味深い（中山）。異なる資質をもつ職員が互いに触発しあうしくみを設けることは有益であるだけに、拠点館と地区館の関係を改めて検討し直す必要があると考えられる。

これらの点を含め、市民センター以外における社会教育にも目を向けながら、社会教育と「地域コミュニティの再構築」との関わりについて考察を深めることが 2 年目の課題である。「コミュニティビジョン」をはじめとする地域政策の動きが社会教育の充実につながるのかどうか、今後の経緯を見守りたい。

別紙 事例調査対象市民センター概要

施設名	所在地	中学校区	地域性	開館	併設施設	周辺施設
荒町市民センター	〒984-0073 若林区荒町97番地の1 TEL 022-266-3790 FAX 022-266-5436 地下鉄 五橋駅下車 徒歩5分 市営バス 荒町経由荒井・農業園芸センター・深沼行 荒町経由霞の目営業所・沖野行 東八番丁下車 徒歩5分	五橋中学校区	市街地	S48.5	なし	・市民センター (青葉区中央、片平) ・エルパーク、エルソーラ ・情報産業プラザ ・福祉プラザ ・市民活動サポートセンター
茂庭台市民センター	〒982-0252 太白区茂庭台4丁目1番10号 TEL 022-281-3293 FAX022-281-4349 交通:市営バス 八幡町・折立団地、西道路・折立団地経由 茂庭台・茂庭行 茂庭台中央下車 徒歩1分 宮城交通 茂庭台団地行 茂庭台中央下車 徒歩1分	茂庭台中学校区	新興住宅地	S63.4	・児童館 ・コミュニティ防災センター	なし
七郷市民センター	住所:〒984-0032 若林区荒井字掘添65番地の5 TEL 022-288-8700 FAX 022-288-2340 交通:市営バス 荒町経由深沼・農業園芸センター前行十文字下車 徒歩4分	七郷中学校区	農業・住宅混合地	S58.4	・児童館 ・コミュニティ防災センター ・保健センター	・コミュニティセンター(荒浜、七郷六丁目) ・老人憩いの家(荒浜)

周辺施設は、同中学校区内にある市民利用施設としています。

別紙 事例調査対象市民センター概要

(1) 地区の人口等

中学校区・世帯数及び年齢別人口

(単位:世帯、人)

各市民センター所在地の中中学校区による集計

		世帯数	0～5歳	6～11	12～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～	計
荒町市民センター 【五橋中学校区】	H17	12,264	706 3.1%	917 4.0%	517 2.3%	1,098 4.8%	4,124 18.1%	3,540 15.5%	3,186 14.0%	3,534 15.5%	2,290 10.1%	2,869 12.6%	22,781 100.0%
	H13	11,903	789 3.4%	996 4.4%	576 2.5%	1,343 5.9%	4,448 19.5%	3,453 15.1%	3,102 13.6%	3,385 14.8%	2,231 9.8%	2,518 11.0%	22,841 100.0%
茂庭台市民センター 【茂庭台中学校区】	H17	2,624	311 4.3%	464 6.3%	285 3.9%	614 8.4%	984 13.5%	780 10.7%	1,144 15.6%	1,369 18.7%	642 8.8%	718 9.8%	7,311 100.0%
	H13	2,448	321 4.4%	586 8.1%	409 5.7%	759 10.4%	839 11.5%	829 11.4%	1,404 19.3%	1,051 14.5%	517 7.1%	550 7.6%	7,265 100.0%
七郷市民センター 【七郷中学校区】	H17	5,556	1,003 6.6%	1,095 7.2%	463 3.0%	771 5.1%	1,992 13.1%	2,906 19.1%	1,940 12.8%	1,918 12.6%	1,495 9.9%	1,611 10.6%	15,194 100.0%
	H13	4,731	913 6.7%	896 6.5%	443 3.2%	773 5.6%	2,166 15.8%	2,258 16.5%	1,701 12.4%	1,796 13.1%	1,454 10.6%	1,322 9.6%	13,722 100.0%
全市	H17	431,850	47,788 4.8%	56,961 5.7%	28,092 2.8%	52,483 5.2%	154,354 15.4%	165,082 16.5%	129,334 12.9%	144,381 14.4%	104,802 10.5%	118,482 11.8%	1,001,759 100.0%
	H13	414,852	49,544 5.0%	56,804 5.7%	30,158 3.1%	59,766 6.0%	174,813 17.7%	150,853 15.3%	130,472 13.2%	138,802 14.0%	99,140 10.1%	97,861 9.9%	988,213 100.0%

下段%は年齢別の構成比。

「仙台市統計書」等より抜粋。

(2) 施設利用状況(平成16年度)

一覧

	利用件数	利用人数			
		計	専用利用	個人利用	市民C祭り
荒町市民センター	4,042	57,170	51,297	2,970	2,903
茂庭台市民センター	2,215	58,181	38,316	12,789	7,076
七郷市民センター	2,831	65,032	48,691	8,532	7,809

利用件数は「専用利用」の件数。

施設別詳細

館名	月		計		開館日	利用日	利用率	館名	月		計		開館日	利用日	利用率	館名	月		計		開館日	利用日	利用率
	部屋別		件数	人数					A	B	B/A	部屋別						件数	人数	A			
荒町市民センター	専用利用	第一会議室	610	7,314	301	293	97.3%	茂庭台市民センター	専用利用	会議室兼調理実習室	393	6,677	301	239	79.4%	七郷市民センター	専用利用	会議室	346	6,364	301	239	79.4%
		第二会議室	600	4,818	301	288	95.7%			会議室	484	5,467	301	259	86.0%			調理実習室	106	1,761	301	104	34.6%
		第三会議室	663	14,555	301	295	98.0%			和室(1)	348	7,949	301	241	80.1%			第一研修室	201	5,354	301	161	53.5%
		和室(1)	445	3,351	301	258	85.7%			和室(2)	287	3,187	301	189	62.8%			第二研修室	298	5,136	301	196	65.1%
		和室(2)	499	8,146	301	286	95.0%			体育館	703	15,036	301	293	97.3%			和室(1)	287	2,986	301	212	70.4%
		和室(3)	510	3,772	301	284	94.4%			小計	2,215	38,316						和室(2)	259	3,828	301	194	64.5%
		和室(4)	387	4,336	301	262	87.0%								和室(3)			271	3,652	301	204	67.8%	
		調理実習室	328	5,005	301	242	80.4%		個人利用	70					視聴覚室			252	3,320	301	189	62.8%	
	小計	4,042	51,297				遊戯室	6,065					創作室	84	720			301	81	26.9%			
	個人利用	遊戯室		1,701				児童集会室	2,808				体育館	727	15,570			301	298	99.0%			
図書室			1,269				図書室	3,218				小計	2,831	48,691									
小計			2,970				娯楽室	628															
計		54,267				小計	12,789				計		57,223										

別紙 家族類型別世帯数(平成12年度国勢調査より)

(単位:人)

施設	荒町市民センター		茂庭台市民センター		七郷市民センター		全市	
統計区	荒町地区		茂庭・人来田・坪沼地区		蒲町・霞目・荒浜地区			
総数	4,567	100.0%	4,877	100.0%	7,746	100.0%	420,368	100.0%
親族世帯総数	1,605	35.1%	4,273	87.6%	5,550	71.7%	254,359	60.5%
核家族世帯総数	1,324	28.9%	3,498	71.7%	4,365	56.3%	216,120	51.3%
夫婦みの世帯	541	11.8%	889	18.2%	1,288	16.6%	66,991	15.9%
夫婦と子どもから成る世帯	543	11.9%	2,173	44.5%	2,593	33.5%	120,764	28.7%
男親と子どもから成る世帯	25	0.5%	48	1.0%	79	1.0%	3,536	0.8%
女親と子どもから成る世帯	215	4.7%	388	8.0%	405	5.2%	24,829	5.9%
その他の親族世帯総数	281	6.2%	775	15.9%	1,185	15.4%	38,239	9.2%
夫婦と両親から成る世帯	7	0.2%	32	0.7%	36	0.5%	1,215	0.3%
夫婦とひとり親から成る世帯	29	0.6%	76	1.6%	67	0.9%	3,699	0.9%
夫婦、子どもと両親から成る世帯	25	0.5%	176	3.6%	314	4.1%	7,766	1.8%
夫婦、子どもとひとり親から成る世帯	71	1.6%	276	5.7%	370	4.8%	12,101	2.9%
夫婦と他の親族(親、子どもを含まない)から成る世帯	5	0.1%	10	0.2%	22	0.3%	807	0.2%
夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)から成る世帯	15	0.3%	52	1.1%	96	1.2%	2,544	0.6%
夫婦、親と他の親族(子どもを含まない)から成る世帯	5	0.1%	21	0.4%	34	0.4%	661	0.2%
夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯	5	0.1%	64	1.3%	131	1.7%	2,411	0.6%
兄弟姉妹のみから成る世帯	76	1.7%	12	0.2%	30	0.4%	3,385	0.8%
他に分類されない親族世帯	43	1.0%	56	1.1%	85	1.1%	3,650	0.9%
非親族世帯	35	0.8%	18	0.4%	56	0.7%	1,914	0.5%
単独世帯	2,927	64.1%	586	12.0%	2,140	27.6%	164,095	39.0%
(再掲)3世代世帯	144	3.2%	616	12.6%	976	12.6%	27,194	6.5%

統計区は、国勢調査の「国勢統計区」で、当該施設の所在地が含まれる統計区としています。

荒町地区：弓ノ町、元茶畑の一部、五橋3丁目、荒町、穀町の一部、舟丁の一部、成田町の一部、清水小路、石垣町、石名坂、土樋、土樋1丁目の一部、東七番丁の一部、東八番丁の一部、東九番丁の一部、南鍛冶町の一部、連坊小路の一部
 茂庭・人来田・坪沼地区：人来田1～3丁目、坪沼地区、日本平、茂庭地区の一部、茂庭台1～5丁目
 蒲町・霞目・荒浜地区：かすみ町、伊在地区、沖野地区の一部、卸町東1～5丁目、霞目1～2丁目、霞目地区、蒲町地区、荒井地区、荒浜地区、荒浜新1～2丁目、長喜城地区、鶴代町、南小泉地区、六丁の目元町、西町・中町・東町・南町・北町、六丁目地区

世帯類型の定義

- ・親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
- ・非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。
- ・単独世帯：世帯人員が一人の世帯。